



真田山陸軍墓地についての2, 3の問題

堀 田 暁 生

概要 大阪市天王寺区にある旧真田山陸軍墓地（真田山陸軍墓地）は、日本で最初に作られた陸軍墓地である。しかし、その実態については研究が近年はじまったばかりである。国立歴史民俗博物館の調査報告書がまとめられているが、解明されていない問題も多い。本稿では、最初の被葬者である下田織之助について明らかになったことを紹介し、同墓地に残されている埋葬人名簿と現在の墓碑銘等の一部を比較検討し、西南戦争当時の墓石作成についての事情の一端を述べた。このほか、現時点での研究上の疑問をいくつか提出した。

キーワード 陸軍墓地, 西南戦争, 埋葬人名簿, 招魂社, 墓碑銘

原稿受理日 2009年5月26日

Abstract The former Sanadayama Military Cemetery located in Tennoji Ward, Osaka City, is the first military cemetery built in Japan. However, researchers have just recently started to study the entire picture of this cemetery. While the National Museum of Japanese History has compiled a report on this cemetery, there are some issues that have not yet been clarified. This paper introduced what has been clarified regarding Orinosuke Shimoda who was the first deceased person buried there, and we weighed the list of those who buried in this cemetery and looked at part of the current tombstones. This paper also described part of the circumstances related to making gravestones at the time of Seinan War. In addition, we presented some questions currently be considered by this research.

Key words Military Cemetery, Seinan War, list of those who buried, Shokon shrine, tombstone

はじめに

昭和20年の終戦まで、日本国内にはおよそ90ヶ所に陸軍墓地があった。戦後、それらの陸軍墓地は、陸軍の廃止により、大蔵省（現財務省）の管轄となったのち、多くは陸軍墓地の所在する自治体に無償貸与という形で管理が移された。この結果、各地の陸軍墓地は規模を縮小されたり、移転統合されたりなどして次第に姿を変えた。その中で、大阪市天王寺区にある旧真田山陸軍墓地（以下「真田山陸軍墓地」と記す）だけは終戦当時の姿を今にとどめる唯一といって良い存在である。どうして、その他の陸軍墓地が姿を変えていったのであろうか、そこには戦後になって、戦前の陸軍に対する思い出を消滅したいという思いや、できるだけ軍というものに触れたくないという、為政者や国民の忌避感があったと思われる。

真田山陸軍墓地も、他の墓地と同様大阪市に無償貸与され、その保全を行っている。さらに、祭祀に関しては「大阪靖国霊場維持会」（現在は「真田山陸軍墓地維持会」）があたってきた。また、地元の人々の協力もあって真田山陸軍墓地は、景観を維持して現在に至っている。本稿では、この真田山陸軍墓地に埋葬された人々について考察して見たい。なお、先行の研究については、『国立歴史博物館研究報告』102、小田康徳他編『陸軍墓地がかたる日本の戦争』など多数あるが⁽¹⁾、まだなお残された問題も存在する。その一端を紹介したい。

1 最初の被葬者

真田山陸軍墓地は、明治4年（1871）に設置された、日本で最初の陸軍墓地（当初は兵隊埋葬地）であった。当初の墓域面積は8,000坪であったが、昭和3年（1928）に南側部分を真田山小学校の建設用地に譲渡し、5,000坪余となり、その現状がほぼ伝えられている（現在は4,600坪）。天王寺区玉造本町にある真田山陸軍墓地の現状は図1の通りである。平成8年から12年（1996—2000）にかけて、国立歴史民俗博物館が調査を行い、その成果は報告書にまとめられた。報告書には墓域を区分した概要図が添付されており、墓域をAからIまでに分けている。図2は概要図をさらに簡略化したものである。また、5,299基以上とされる墓石について、墓碑銘文が筆録され、資料紹介「旧真田山陸軍墓地概要図・墓碑銘文一覧」（以下「銘文一覧」と記す）として掲載されている。なお、真田山陸軍墓

真田山陸軍墓地についての2、3の問題（堀田）



図1 真田山陸軍墓地付近

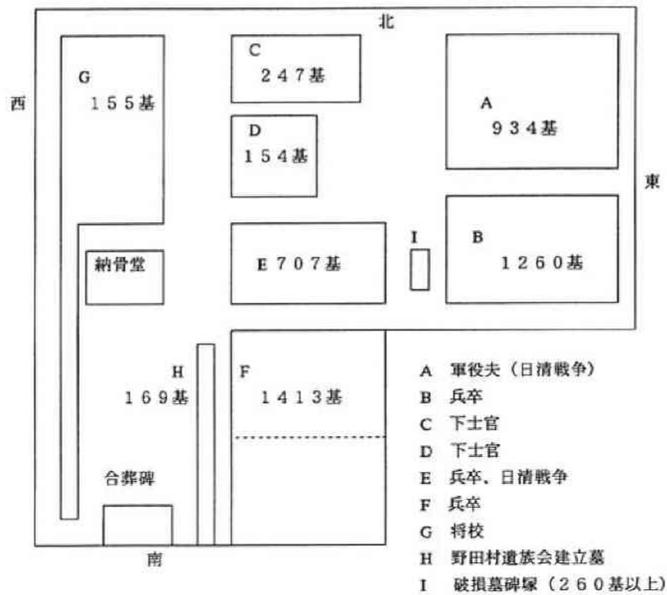


図2 真田山陸軍墓地の墓群配置

地にある納骨堂の中には、「埋葬人名簿」があり、この「埋葬人名簿」にも被葬者の氏名などが記されている。また、納骨堂には4万人ともいわれる遺骨が納められているが、国立歴史民俗博物館の調査では詳しくは調査されなかった。

この墓地での最初の被葬者は下田織之助で、墓石は下士官の墓石が集められている場所(図2のCブロック)にある。墓碑には次のように記されている。

正面 下田織之助之墓

右側面 織之助、山口県人、生于周防国大島郡久賀村、同県人下田河内養為子、明治庚午之秋入学兵学寮於大阪、同年十二月朔以病死、時年二十五

明治庚午は明治3年(1870)である。下田織之助は明治3年秋に兵学寮に入学し、数ヶ月後に病没したことになる。墓碑にある大阪兵学寮は、もともとは京都にあった兵部省の兵学校である。ここには、長州藩・備前藩から集められた藩士が、フランス式訓練を受けており、京都河東に伝習所が会ったことから「河東の精兵」と呼ばれていた。幕末にフランスの陸軍教官から指導を受けた旧幕府の士官が訓練を行っていた。明治2年7月、兵部省の出張所が大阪に置かれ、9月4日には京都の兵部省兵学校の大阪移転(大阪兵学寮)が命じられた。明治2年12月28日には、大阪兵学寮に新生徒33人が入学している。明治3年1月には金沢藩士若干名の入学が許可されている。1月27日には、長州・因州(因幡)・備前の三藩の兵卒の徴集が伺い出され、右の三藩から200人ずつ徴集されたが、やがて因州の藩士は引き上げてしまう。4月には兵学寮陸軍学舎規則が定められ、大藩4人、中藩3人、小藩5万石以上2人、5万石以下1人の割合がしめされて、入学が督励された。同じ4月24日、兵が苦慮中に教導隊が編成された。8月14日には長州藩常備兵の内、一大隊を兵部省の管轄に属させる旨が達せられ、9月2日に大阪に差し出された²⁾。

下田織之助は9月2日に大阪に差し出されて、兵学寮に入った者の1人であったと思われる。『山口県史』史料編・幕末維新6には、「下田織之輔基重、第二奇兵隊、大島郡西方村下田八幡宮神主、貳拾三歳(慶応四年)と出てくる。また、「明治二年八月三日〔月日推定〕 都の郡、(略)西方村下田八幡宮神主 半隊(司脱) 令下田織之輔(略)以上六人、横浜に残り居ルよしの分」という記述も見られる。第二奇兵隊は、慶応元年の結成で、明治元年には膺懲隊と合併し建武隊となっている。大島口の戦いで幕府軍に勝利し、戊辰戦争へも参加している。下田織之助(輔)がいつから第二奇兵隊に属したかは不明であるが、慶応4年には第二奇兵隊に属し、その後も戊辰戦争に従事し、明治2年8月には横浜にと

どまっていたのであろう。慶応4年に23歳であれば、明治3年には25歳であり、墓碑の銘文とも一致する。明治3年12月1日に死没した下田織之助の遺骸は、仮埋葬の処置がとられたものと思われる。その後、真田山に兵隊埋葬地が開設されたときに、改葬されたものであろう。

なお、大阪兵学寮について補足すると、金沢藩からの入学者があり、全国諸藩中最も多い人数を派遣していたとの指摘がある⁽³⁾（大久保英哲「大阪兵学寮における仏式伝習と加賀藩—金沢藩「大阪兵学寮御手留抜書」を中心に—」）。また大阪兵学寮ではフランスの軍人が教鞭をとっていたこともあり、陸軍は仏蘭西式を採用するという太政官の方針もあったため、フランスとの結びつきが非常に強い。明治3年には大阪兵学寮から10人がフランスに留学派遣され、そのうちの4人がフランスで客死し、そのうちの1人である野村小三郎の墓が発見されたとのことである（<http://www.geocities.co.jp/SilkRoad-Desert/1876>）⁽⁴⁾。

2 埋葬人名簿

真田山陸軍墓地の納骨堂に保管されている「埋葬人名簿」は3種類ある。一つは、黒色の表紙に『埋葬人名簿第四師団司令部（金文字）』（A本）と書かれたもの、今ひとつは白色のボール紙の表紙に「明治二十三年訂正 埋葬人名簿 真田山陸軍墓地」（B本）と記されているものである。この二つに違いについて、飯沼雅行氏は、A本の方が記載人数が多いこと、A本にある末梢人名がB本には抹消されずに残っていること、B本はA本より粗末であることなどから、A本が正本であると指摘している（飯沼雅行「真田山招魂社の消滅と現景観の形成—埋葬人名簿と墓碑の配列から—」）⁽⁵⁾。残る1冊は、「大正十五年 真田山墓地（将校下士） 埋葬人名録 第四師団経理」と記されているもので、大正15年から昭和2年にかけて改葬が行われたときに作成されたもので、A・B本ほどの詳細さはない。ここでは、A本を主として稿を進めることとする。「埋葬人名簿」は1ページ13行に記され、1行は6段に分けられ、欄外にも記号が書かれている。欄外からの区分は、新符号・符号・官位勲功・出身地族籍・所属部隊・死没年月日および年齢となっている。

新符号は大正15年に、陸軍墓地の南側を真田山小学校の敷地として譲渡したときに、その部分にあった墓石等を改葬した時に新たにつけられたものである。B本に「明治二十三年訂正」とあることから、A・B本以前に元となる名簿の存在が推測される。そのことに関し、明治14年に次のような照会が出されている（JACAR Ref.C07080370500 明治13

年「大日記 来 旧軍団事務所」⁽⁶⁾。

去十年之役，其地真田山埋葬之想（惣カ）人員本月二日付四工一ノ百三十号ヲ以，御回答之趣致し承知候，右者先般御照会之趣意タル人名者勿論，每墓標官姓名其他別表之廉々入用有之处，人名而已御送付相成候ニ付，乍御手数木石碑共別表之通御取調之上，至急御送付相成候様致度，尚及御照会候也

明治十四年三月十六日

旧軍団

飛鳥歩兵少佐拜

追而，別表之廉々墓標面へ記載無之分可有之義ニ付者，記載相成居丈ニ而可然候間，此段及申添候也

西南戦争の事後処理を行っていた旧軍団事務所から，大阪工兵第四方面本署にあてたもので，内容は，かねて照会していた真田山に埋葬されている総人員に関する回答を受け取ったが，照会の内容は墓標ごとに官姓名ほか記載してあるすべての内容であり，回答は人名だけであったので重ねて報告して欲しいというものである。この照会文を綴じた記録には，2月24日付で発信された次のような電報が付されている。「埋葬人名簿調査三月五日頃ナラテハ不整」というもので，文面から，2月ごろに真田山墓地に埋葬されている兵についての詳細な報告を求めたのに対し，大阪工兵第四方面本署が，3月5日ごろになるという回答をしたものである。その回答が，実際には3月10日前後に届き，不備があるとして再度の提出を求めたのが，3月16日付の照会文であろう。

大阪工兵第四方面本署からは，その後2回にわたって電報が発信されている（同，Ref.C07080370300 および Ref.C07080371600 明治13年「大日記 来 旧軍団事務所」⁽⁷⁾）。最初の電報は，3月22日に発信され，埋葬人名簿は3月28日頃出すというものであり，その次の電報は3月30日のもので，「真田山埋葬人名簿一昨日出シタリ」とある。すなわち，西南戦争で亡くなり，真田山に埋葬された人名簿が明治14年3月28日に作成され，旧軍団事務所に送られたことがわかる。推測ではあるが，この当時真田山に埋葬された「埋葬人名簿」が存在していて，旧軍団の照会に対しては，その名簿から筆記したのではないだろうか。「銘文一覧」からわかる西南戦争関係者の墓碑は923基である（戦争途中で発生したコレラによる死亡者も含む，小松忠「西南戦争墓碑群がかたるもの」⁽⁸⁾）。923という数字は墓碑から読み取れるものだけの数字であり，「埋葬人名簿」Aから補充すればさらに増加す

と思われる。このような多数の墓標（墓石）を台帳なしで、墓標（墓石）から筆録する作業は1ヶ月や2ヶ月では困難ではないだろうか。もしそうであったとしても、明治14年3月末には西南戦争での死没者で真田山に埋葬されたものの名簿は作成されていたことが確認できる。しかし、現在ではその名簿の存在は不詳である。

3 墓 石

「銘文一覧」は、墓石に刻まれた碑文を記したものである（この膨大かつ根気のいる作業に携わった作業グループには多大の敬意を捧げるものである）。しかし、明治4年創設以来、約140年の風雪を経て、墓石の風化が激しく、表面に亀裂のあるもの、表面の一部が剥離しているもの、前面が剥落しているもの、墓そのものが倒壊したり痕跡がなくなっているものもあり、空欄で残されているものも多数ある（そのため、墓石の補修・保護・保存が強く求められている）。

墓石に刻まれている内容は次のようなものである。正面には、当然のことながら被葬者の氏名が記されているが、幾つかのタイプがある。一つは単に「〇〇之墓」と名前のみを記すもの、「兵卒〇〇之墓」というように軍での官位を記すもの、その他である。その他では、「軍役夫〇〇之墓」「輜重輪卒〇〇之墓」「俘虜〇〇之墓」というようなものがある。次に左右どちらかの側面に、経歴を記す場合がある。おおむね日清戦争以前に立てられた墓碑に多い。日清戦争の時期になると、経歴の記載がなく、死没した場所だけが刻まれるようになる。

最も古い時期に属する墓碑の例を挙げてみる。歴博の墓域区分ではFブロックに古い墓碑が見られる。歴博の調査報告書では、各ブロックの墓碑列に記号を与え、その列に属する墓碑に順に数字をつけて、墓碑の場所を特定できるようにしている。Fブロックは、2段に分れているが、列の数字は北側部分の西から東に番号が与えられ、次に南側へと移っている。そして墓碑番号は北から南に向けてつけられている。しかし、実際には、南から北へ「いろは」順に並んでいる。

F-36-22

（正面） 松野木愛次之墓

（右側面） 愛次、伊予温泉郡一万町、商弥兵衛之男、嘉永□申五月十三日生、明治辛未正月応徴為歩兵第三聯隊第二大隊兵卒、同年五月二十七

日演習遊泳於大阪源八渡而溺死、時年二十

嘉永年間で申年は元年（1848）であるから、松野木愛次は嘉永元年5月13日ニ伊予国温泉郡の商人弥兵衛の息子として生まれ、明治4年（1871）1月に徴募されて、第三聯隊第二大隊に配属され、同年5月27日に大阪の源八渡しで行われた遊泳演習で溺死した、20歳であったという内容である（「銘文一覧」）。墓碑銘の読み取り作業は、若干の問題を残した。それは、明らかに読み間違いと思われるものがそのままになっている箇所がかなり見受けられるからである。右の銘文においても、「伊予」の部分は、「傍予」となっており、「商」の部分も「高」となっていた。ただ、現実の墓碑面に刻された文字は彫りが浅く、また表面が摩滅したり、剥落や亀裂があるなど、読みにくいこと。光線の加減でようやく読み取れるという状態のものもあるなかで、作業が進められ、一覧化できたことは高く評価されなければならない。

「埋葬人名簿」の記述と比較して見よう。松野木愛次郎は、官位勲功以下は次のように記されている。

兵卒 松野木愛次 愛媛県伊予国温泉郡一萬町商弥兵衛男 歩兵第三聯隊第二大隊
明治四辛未五月廿七日 行年二十四

「埋葬人名簿」の方では出身地と誰の息子（あるいは弟）しかわからないが、墓碑では生年月日や入隊の経緯などがわかる。明治4年に入隊しているのは、明治3年の徴兵規則によって、徴募された辛未徴兵であったのであろう。年齢について、墓碑からは「4」が読み取れなかったと思われる（実際に墓碑を実見すると、墓石は下部の部分、「20」の下で切断されていた）。

このように、初期の墓石には官名が刻されていない場合が多い。また、墓石の形態も頭頂部が丸みを帯びた形である場合が多い（やや幅が広い「広かまぼこ型」と普通の「かまぼこ型」がある）。

陸軍墓地創設期においては、明確な墓の形態は示されなかったと思われる。陸軍において埋葬についての具体的な法規が出されたのは、明治6年12月25日の「下士官兵卒埋葬法則」（明治7年10月5日改正）である。この間、明治4年に御親兵約1万5,000人が東京に集められたのを契機とし、同年8月に全国を四鎮台にわけることとなり、大阪のほか仙台・東京・熊本に鎮台が置かれた。さらに6年1月には広島と名古屋にも鎮台を置き六鎮

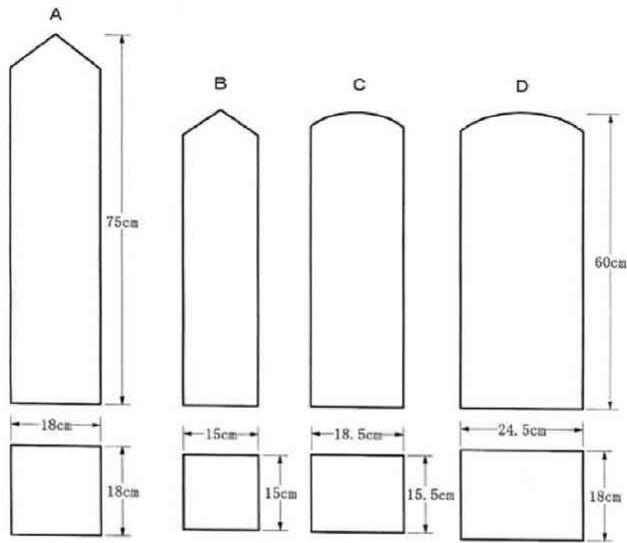
台体制となった。そのそれぞれの管内に埋葬地が作られることになっていた。6年12月までに埋葬地のあったのは、東京・大阪・広島 の3箇所であった。明治4年に御親兵が東京に集められたとき、「御親兵之如キニ至リテハ、其人員多少ニ随ヒ連月死亡ノ者モ不少候」との上申があり、大阪以外においても軍隊での死没者が発生しており、埋葬地の必要性は大きくなっていた（原田敬一「陸海軍墓地制度史」⁹⁾。

それまでに死没者が出た場合には、「為御手当金拾兩下賜候間、同隊ニ於テ諸事懇切ニ取扱石碑等取建可遣」（明治二年十二月八日、伏水練兵場宛兵部省達）とあるように、場所は指定されず、おそらくは寺院等に埋葬させ、葬祭料を下賜し、石碑を建てるようにと指示している。葬祭料についてはこのとき限りであったようだが、石碑を建てるのが指示されていることは注目される。

寺院等に埋葬するのではなく、兵部省（明治五年に陸軍と海軍に分離）直轄の兵隊埋葬地が作られたことにともない、具体的な埋葬方法手続を定めたものが、「下士官兵卒埋葬法則」である。これによれば、墓標は木柱で作るのが原則であったが、「地方ニ在テ物価下直ナルヲ以テ埋葬料定則ニ従ヒ石柱ヲ以テ製シ得ヘキハ、此限ニアラス」とも記されており、埋葬料の範囲内で石柱を建てるのが可能であれば石柱を立てることができた。埋葬料は、下士官15円、兵卒10円である。木柱（石柱）には、死者の位記・官等・姓名及び年月日を記すこととされていた。兵卒の死没者が出た場合、親族に伝えられ、遺体の引き取りも可能であったが、死後2日以内でなければならなかった。これは、余程軍の営地の近辺でなければかなわないことであった。7年の改正では、墓標の規格が定められた、下士官は「高サ弍尺五寸、方六寸」、兵卒は「高サ弍尺、方五寸」と定められた。埋葬料においても下士官と兵卒では金額に格差がつけられていたが、墓標についても格差が規格づけられたのであった。

「下士官兵卒埋葬法則」（以下、埋葬法則と略記）によれば、兵卒の墓標は2尺・方6寸となっているが、これは高さ60cmで一辺が15cmの四角錐である。埋葬法則が出される以前に建てられた墓石の高さは60cmであり、高さが同一なのは、埋葬法則以前の大きさを参考にしたのか、偶然の一致なのか、当時では墓石の高さが2尺（60cm）が標準であったのかは未詳である。「埋葬法則」以前に建てられた墓石は、広かまぼこ型（高さ60cm、幅24.5cm、奥行18cm）およびかまぼこ型（高さ60cm、横幅18.5cm、奥行15.5cm）である。「埋葬法則」による墓石は、15cm四方の四角錐なので、広かまぼこ型・かまぼこ型とは横幅・奥行きともに短い（図3）。

「埋葬法則」が達せられた後に建てられた墓石で西南戦争前後までに建てられたものに



- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| A | 下士官 | 四角錐 |
| B | 兵卒 標準規格 | 四角錐 |
| C | 兵卒 かまぼこ型 | 頭頂部が緩い弧状 |
| D | 兵卒 広かまぼこ型 | 頭頂部が幅広い弧状、厚みもある |

図3 墓碑の形状

は、「埋葬法則」にしたがっていないものが多い。広かまぼこ型・かまぼこ型が多く見られるし、姓名のみを記すものも大半である。規律を重んじる陸軍において、何故規則通りの墓石が建てられていないのかは甚だ疑問である。

4 墓域の変更

概要図を簡略化した図2は、現在の状況を現したものである。昭和3年に真田山小学校に譲渡する前の墓域はどうなっていたのであろうか。それを伺わせるのが図4である。これは、明治16年に調査されたもので、西南戦争に従軍した警視局巡査の墓碑について報告書に添付されたものをリライトしたものである⁹⁰。西南戦争に従軍した警視局巡査は内務省に属しているが、戦病死したものの墓碑は陸軍所轄の真田山墓地に葬られており、内務省から調査官が派遣されて報告書が作成されたのである。この添付図が真田山陸軍墓地のどの部分を指しているのかは、図からはわからない。

この点について、飯沼雅行氏は「埋葬人名簿」Aには、昭和3年の改葬時に移転しなかつ

真田山陸軍墓地についての2、3の問題（堀田）

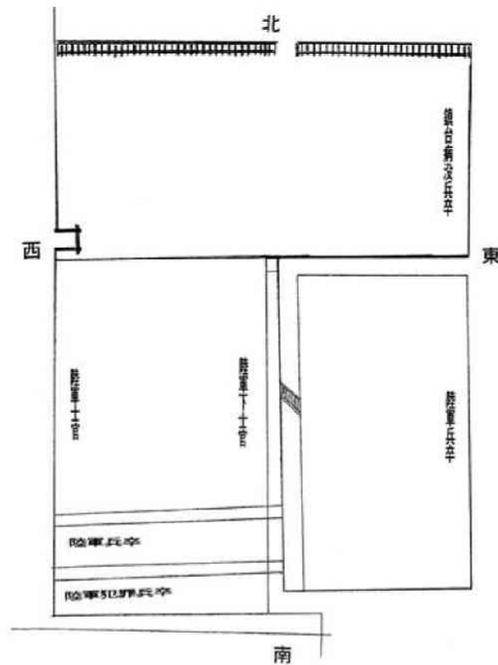


図4 明治16年調査の概略図

た墓には○印がつけられていることに注目し、現在の墓域でAブロックとEブロックおよびGブロックの中で上長官の墓石は移動しなかったことを明らかにし、A・Eブロックはともに日清戦争の時の死没者であること、Gブロックでは明治12年以降の墓石は移動されていないこと、現在の納骨堂付近には招魂社があったのではないかと推測した⁽¹⁾。図4については、北側の柵のように見える部分が、招魂社と墓域の境界ではないかと指摘している。

招魂社は、明治3年10月の大阪兵部省の辨官宛上申書の中に、「常陸軍士官生徒及兵卒等死亡ニ至り候者、祭魂社并埋葬場取設度」とあり、埋葬場所設置の当初から設置の計画があったことがわかる。ただし、「祭魂社」から「招魂社」への変更がいつ行われたのかは不詳である。招魂社については少なくとも明治五年からはその存在が明らかになっている、ただしいつなくなったかについては未詳であり、地図の上からでは、大正7年(1918)発行のものが最後になる(横山篤夫「真田山陸軍墓地変遷史」)⁽²⁾。また、招魂社は一度建て替えられたと思われる(横山前掲論文)が、再建前・再建後を含めて招魂社の建物の図あるいは写真は管見のかぎり見あたらない。

図5は、明治21年発行の「大阪実測図」(内務省・大阪府発行、5千分の1)である。現在の真田山陸軍墓地の南限は図5中の興徳寺と大応寺の間の線を東に延ばしたラインであ

る。図4の左に門らしきものが見えるが、これは図5の興徳寺と大応寺の間の道から入る部分に相当するのではないだろうか。そして図5はこの門から斜め右方向に道がある。この道は招魂社の東南隅をかすめているが、この地点が図4の北にある柵が開いたところではなかろうか。可能性の一つとして提示しておきたい。

ところで、明治10年8月1日に工兵第四方面提理代理から、西南戦争役行在所中陸軍事務取扱陸軍中将鳥尾小弥太宛の伺い書によれば、この時点で大阪で亡くなった戦病死者139人について、墓石への彫り込みを申請している¹⁰⁹。139個の内訳は、高さ3尺2寸(96cm)のものが六基、同2尺6寸(78cm)のものが33基、同2尺3寸(69cm)が百基である。3尺2寸が上官、2尺6寸が下上官、2尺3寸が兵卒のものである。上官は2段の台石がついており、石材は棹部分が泉州青石上磨き、台石は御影石小叩きである。下士官と兵卒は1段の台石である。石材は両者とも士官と同一である。これは、8月7日に許可されている。その後、文字について8月2日に伺いが出され、8月21日に訂正の指示が出されている(図6参照)。ところが、墓石の高さは、埋葬規則の寸法と相違している。また、実際に現存する西南戦争期の墓石の中にはこの埋葬規則よりも高いものも見られる。このときの指示によって作製されたのかもしれない。

なおこの上申書では、上長官の墓碑の左側面に「薩賊征討之役、何年何月何日於何国何



図5 大阪実測図(部分)

地負傷、同年何月何日於大阪没焉」と刻すことが伺い出されているが、これに対して「鹿兒島賊徒征討之役、何年何月何日負傷何国何地、何年何月何日没於大阪陸軍臨時病院、時何十年何年何月」と付箋が付けられている。この指示は、士官・下士官・兵卒にも適用されている（但し、左側側面は何故か背面になっているが、実際には左側側面である）。また、墓碑正面は、官位所属階級姓名を刻す事になっており、右側には出身地等を記す事になっている。実際に、西南戦争での死没者の墓碑を見ると、次のようになっている（B-15-24、歴博「銘文一覧」記載を「埋葬人名簿」で修正）。

正面 大阪鎮台歩兵第九聯隊第三大隊第四中隊／兵卒森下源右衛門之墓
右側 三重県下第二大区三小区小牧村平民森下専九郎弟
左側 明治十年鹿兒島縣賊徒征討之役、八月二十八日罹病、十月十九日没、於大阪陸軍臨時病院、時二十二年八月

この森下源右衛門の墓碑は、付箋の指示通りに製作されていることがわかる。但し、規格は明治7年の法則を守っている。

しかし、この指示書通りになっていない墓碑もある。その一例を挙げてみる。歴博の備日番号では、B-32-19になる。

正面 故陸軍兵卒春原春平墓

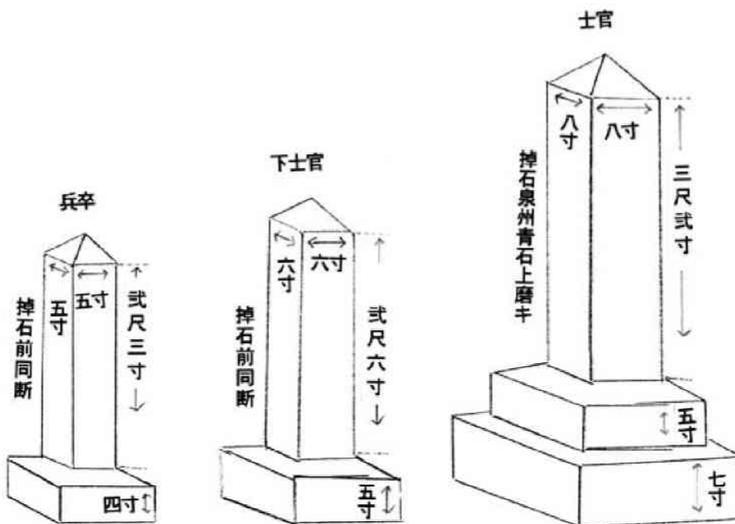


図6 明治10年8月の伺い書添付図

右側 長野県信濃国更級郡矢帳

左側 明治十年十月九日於西京死

この墓碑では、階級は記されているが所属は刻されていない、参加した西南役を示す「鹿兒島縣賊徒」の文字も見えない。出身地も書かれてはいるが、身分や家族関係はない。「西京死」というのは、西南戦争から帰国途中にコレラにかかり、京都にあった避病院でなくなったという意味である。春原のような例は少なからずあり、指示書通りになっていない墓碑が多数存在する。統一がとれていない理由については現在は未詳である。

大正15年（1926）11月29日から、真田山陸軍墓地のうち約3千坪を新たに設ける清堀第三尋常小学校（現真田山小学校）に譲渡したことに伴う、墓石等の移転と敷地整理の工事が行われた⁴⁴。この時移転した墓石は、士官の墓石が129基、准士官が5基、下士官400基、兵卒が2,439基である。計2,973基の墓石が移動され、各墓石の下にあった遺骸も掘り起こされ、瓶に入れ替えられて改葬された。現在墓地には5,299基以上の墓石があるが、そのうち半数以上が移動されたということになる。このうちAブロック（939基）とEブロック（707基）は移動されていない、Hブロックの169基は戦後の建設である。

約3,000坪の敷地の中にあつた2,973基の墓であるから、1基辺りの墓域は1坪余ということになる。改葬以前に撮られた清水谷女学校の生徒が墓参している写真を見ると、比較的墓の間隔がゆったりしているのがわかる。ところが、改葬後の写真を見ると、墓と墓の間隔は台石が互いに接するほど接近していて、1坪以下の窮屈な状況になっており、それはほぼ現状とおなじである。それでは、移動しなかったAブロックとEブロックはどうであるかという、現状は同じように台石が接するほどになっている。そうであれば、AブロックとEブロックは初めからそのようにされていたのかという疑問が生じる。AブロックとEブロックは日清戦争期の墓碑群であり、Aブロックが軍役夫、Eブロックが兵卒で構成されている。Aブロックは軍役夫であるが故に峻別されて墓域間が狭められたという可能性はある。また、Eブロックの場所は、招魂社の東側に設定されており、すでに場所が不足してきていたのかもしれない、そのため既設の墓域とは異なり、狭く設定したのであろうか。筆者としては、当初はAブロックもEブロックも1坪余に設定されていて、ある時期に墓地整理が行われ、すべての墓域間が統一されたのではないであろうか。これも疑問点として提示しておきたい。

おわりに

真田山陸軍墓地に関して、幾つか疑問点を紹介したが、日本各地にあった陸軍墓地が昭和20年以後、縮小されたり形を変容しているなかで、真田山墓地だけは昭和20年当時の様子をそのままに伝えている。陸軍墓地については、陸軍に関する事柄については触れたくないという意識が一時期あり、その影響は現在にも及んでいると考えられる。しかし、陸軍墓地に関する研究は国立歴史博物館の総合研究前後から活発になってきており、大きな成果をあげつつある。ただ、まだまだわからない部分は多々ある。本稿においても疑問点を提出しただけで明確な解明を行って得ず、今後の課題とせざるを得ない。

注

- (1) 総合的なものとして『国立歴史民俗博物館研究報告』第102号（2003年3月）がある。その中で、横山篤夫「旧真田山陸軍墓地変遷史」、原田敬一「陸海軍墓地制度史」、「資料紹介」旧真田山陸軍墓地概要図・墓碑銘文一覧」は裨益するところが多い。小田康徳・堀田暁生・横山篤夫・西川寿勝編『陸軍墓地がかたる日本の戦争』（2006年、ミネルヴァ書房）には、小田康徳「日本の近代と陸軍墓地」、横山篤夫「墓碑から見つめる日本の軍隊、そして戦争」、堀田暁生「陸軍墓地草創期の被葬者」、小松忠「西南戦争墓碑群がかたるもの」、西島昇「陸軍少将今井兼利の墓」、西川寿勝「戦争と貧乏徳利と」、江浦洋「死者の認識票と英連邦戦死者墓地」、森下徹「個人墓碑から忠霊塔へ」、川島智生「仮忠霊堂の建築位相」の論考が集められている。その後も、小田・横山両氏は精力的に、関係する論考を発表されているが、ここでは触れない。なお、小田・横山・原田氏および堀田等によって、「旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会」が平成13年（2001）に発足し、研究と啓蒙活動を開始し、市民参加を呼びかけて墓地見学や報告を重ね、平成16年（2004）には特定非営利活動法人となった。同会の会誌には、報告の概要が報告されている（第6号まで発行）。
- (2) 小田康徳「和歌山藩交代兵制度の成立と崩壊—近代兵制確立家庭における和歌山藩」藩政改革の意義」（『和歌山地方史研究』5、1982年12月）。同、「大阪陸軍所の創設とその展開」（『大阪の歴史』8、1983年3月）。服部敬「大阪兵部省辛未徴兵の一考察」（『大阪の歴史』2、大阪市史編纂所、1980年12月）。
- (3) 大久保英哲「大阪兵学寮における仏式伝習と加賀藩—金沢藩」大阪兵学寮御手留抜書」を中心に」（『金沢大学教育学部紀要（人文科学・社会科学編）第45号、1996年）。
- (4) 野村小三郎については、インターネットで「野村小三郎一年譜編（<http://www.geocities.co.jp/SilkRoad-Desert/1876/>）、「設立準備会会誌日仏野村小三郎学会第5号（<http://www.geocities.co.jp/SilkRoad-Desert/1869/No.5-6/>）、「DIC 研究所通信 Vol. 4, No. 4 海外交流ドキュメント(1)~(3)」（2003年）参照。
- (5) 飯沼雅行「真田山招魂社の消滅と現景観の形成—埋葬人名簿と墓碑の配列から—」（『旧真田山陸軍墓地を考える』6、旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会）2006年3月）。
- (6) アジア歴史資料センター公開資料による。
- (7) 同上。

- (8) 注(1)参照。
- (9) 同右。
- (10) 「明治十六年 西南戦死者墳墓地取調書」。
- (11) 注(5)参照。
- (12) 注(1)参照。
- (13) 防衛省図書室所蔵，「陸軍省大日記，西南戦役陸軍事務所，明治10～24」。
- (14) 大阪市公文書館保管資料による。